

この証拠が始めから出ていれば

無罪証拠が隠され、無実の人が有罪に

布川事件(桜井昌司さん・杉山卓男さん)

1967年、茨城県利根町布川で62歳の男性が殺害され、金品が奪われた。桜井昌司さん(当時20歳)と杉山卓男さん(同21歳)が軽微な別件で逮捕され、嘘や脅しの取り調べで自白を強要される。裁判では一貫して無実を訴えるが有罪(無期懲役)が確定。仮釈放後の第二次再審請求で2005年開始決定が出たが、検察は即時抗告、特別抗告を繰り返し、再審無罪までさらに6年を要した。無罪を示す数多くの証拠が隠されていたことや証拠の改ざんなどが明らかになっている。



東電OL殺人事件(ゴビンダ・マイナリさん)

1997年、東京都渋谷区で、東京電力女性社員が殺害された。隣のビルに居住していたネパール人、ゴビンダ・マイナリさんが、現場の鍵を持っていたなどと疑われ、逮捕される。一貫して無実を主張し、一番は無罪だったが控訴審で逆転有罪(無期懲役)となる。獄中から再審請求し、粘り強く請求して開示させた証拠から、真犯人のDNA型が明らかとなり、再審無罪となる。被害者の体表に付着していた唾液の血液型がゴビンダさんとは異なるという鑑定が当初から存在していたことが後に判明。



日野町事件(阪原弘さん)

1984年暮れ、滋賀県日野町で、酒店を営んでいた女性店主が行方不明となり、翌年1月遺体が発見された。3年後に酒店の常連客だった阪原弘さんが逮捕され、自白を強要される。1995年、有罪判決(無期懲役)その後上告が棄却され服役を余儀なくされる。再審請求中の2011年獄中で病死。遺族が再審請求を引き継ぎ、2018年7月再審開始決定。検察が即時抗告を申し立て、現在大阪高裁で係争中。引きあたり捜査の写真的改ざんなどの証拠捏造が明らかになっている。



取り消された再審開始決定

再審開始がいったん認められながら取り消されたケースもある。しかも一番はいずれも無罪。裁判所の判断が揺れ動く経緯からも、有罪に合理的疑いがあることは明白。

名張毒ぶどう酒事件



奥西勝さん

1961年、三重県名張市で起きた5名の毒殺事件。一番無罪、控訴審逆転死刑。第7次再審請求で開始決定を得たが、検察の異議申し立てで取り消された。奥西勝さんは2015年、半世紀を超える無実の叫びが届かぬまま獄中で逝去(享年89歳)。ご家族が遺志を継ぎ、10次再審(異議審)中。

福井女子中学生殺害事件



前川彰司さん

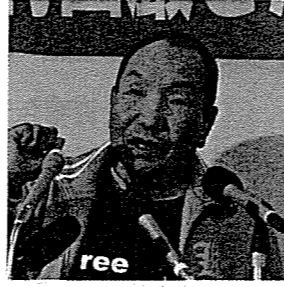
1986年、福井市でおきた女子中学生殺害事件。一番では無罪となるが、控訴審で逆転有罪(懲役7年)。服役後、再審請求した前川彰司さんは、2011年に開始決定を得るが、検察の異議により2013年に取り消される。現在、第2次再審請求の準備中。

道義なき検察の再審妨害

検察が不服を申し立て、再審開始に抵抗

袴田事件(袴田巖さん)

1966年、静岡県清水市(当時)で、火災が発生。焼け跡から一家4人の他殺体が見つかった。袴田巖さんが、異常な長時間取調べで「自白」を強要され、死刑判決が確定。2014年静岡地裁が再審開始決定。だが東京高裁が検察の抗告を認めて取り消した。最高裁に特別抗告中。



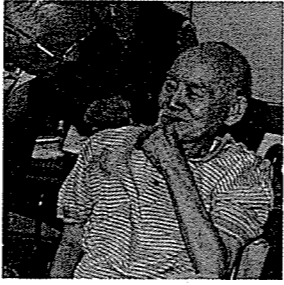
大崎事件(原口アヤ子さん)

1979年、鹿児島県大崎町で、農家の男性が遺体で発見された。男性の義姉の原口アヤ子さんは否認を貫いたが、懲役10年の有罪。第1次、第3次及びその即時抗告審で3度再審開始決定。だが2019年6月、最高裁が開始決定を取り消し、40年にわたる無実の叫びを抹殺した。2020年3月第4次再審請求。



松橋事件(宮田浩喜さん)

1985年、熊本県下で起きた殺人事件。被害者の隣人、宮田浩喜さんが犯人とされ、有罪判決(懲役13年)。刑期終了後、再審請求し2016年、再審開始決定を得るが、検察が即時抗告。これが棄却されると、さらに特別抗告。2019年3月再審無罪判決まで、逮捕から34年を要した。



湖東記念病院人工呼吸器事件(西山美香さん)

2003年、滋賀県の湖東記念病院で男性入院患者が死亡。看護助手の西山美香さんが「人工呼吸器を引き抜いた」として殺人罪で懲役12年の有罪。獄中から再審請求。刑期満了後に大阪高裁が地裁判断を覆して再審開始を決定。2019年3月、最高裁で再審開始が確定。2020年3月31日再審無罪判決。



運営委員

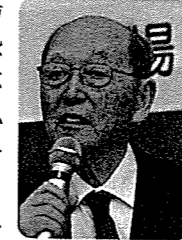
- ◎青木恵子 冤罪犠牲者の会共同代表、東住吉国賠原告
- ◎伊賀カズミ 日本国民救援会副会長、関西冤罪事件連絡会代表
- 泉澤章 弁護士、日弁連えん罪事件原因究明第三者機関の設置に関する特別部会事務局長
- 市川寛 弁護士(元検察官)
- 井戸謙一 弁護士(元裁判官)
- 指宿信 成城大学教授
- 今井恭平 ジャーナリスト、なくせ冤罪! 市民評議会理事
- ◎宇都宮健児 弁護士(元日弁連会長)
- 海渡雄一 弁護士(元日弁連事務総長)
- ◎木谷明 弁護士(元裁判官)
- ◎客野美喜子 なくせ冤罪! 市民評議会代表
- 川崎英明 関西学院大学名誉教授
- 鴨志田祐美 弁護士(日弁連再審における証拠開示に関する特別部会会長)
- 小池振一郎 弁護士(日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副部長)
- 小竹広子 弁護士
- ◎桜井昌司 冤罪犠牲者の会、布川国賠原告
- 笹倉香奈 甲南大学教授、えん罪救済センター(Innocence Project Japan)副代表
- 里見繁 関西大学教授
- 篠田博之 月刊「創」編集長、日本ベンチャー言論表現委員会副委員長
- 白取祐司 神奈川大学教授
- ◎周防正行 映画監督
- 瑞慶寛淳 再審・えん罪事件全国連絡会事務局長
- 豊崎七絵 九州大学教授
- 成澤壽信 現代人文社代表取締役
- 新倉修 青山学院大学名誉教授
- 新田涉世 日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会委員長
- 西嶋勝彦 弁護士(袴田事件弁護団長)
- 水谷規男 大阪大学教授
- 水野智幸 法政大学大学院教授(元裁判官)
- ◎村井敏邦 弁護士、一橋大学名誉教授(元刑法学会理事長)

今、再審法を変える好機

弁護士(元裁判官) 木谷 明さん

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど、恐ろしいものはない。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにして請求人に見せなくてよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪者は救済されない。そんな不合理がなぜ許されるのか。また、長い時間をかけた審理の後ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服を申し立てさえすれば、それだけで、救済はさらに遅れる。検察官の不服申立は、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然だ。さらに、現在の法律には、再審事件を審理する裁判所がどういった手続で審理すべきかの規定が事実上ないに等しい。各地の裁判所の審理がバラバラなのはそのためだ。

不幸な冤罪者を早期に救済する上で、少なくともこれら3点に関する法改正及び法整備は、喫緊の急務である。



入会のご案内

入会を希望される方はホームページをご覧ください。下記口座に入会金(101,000円)をお振込みください。

郵便振替口座 00170-0-392704
ゆうちょ銀行 記号 10170 番号 93367581
サイシンハウカイセイラメザスシミンノカイ

www.rain-saishin.org



再審のルールを作ろう

再審のために、すべての証拠を開示せよ!
検察官の不服申立てを禁止せよ!
再審の手続きを整備しよう!



2020年7月改訂

再審法改正をめざす市民の会

〒160-0023 新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201
桜井司法研究所気付
TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798
www.rain-saishin.org Eメール: info@rain-saishin.org

再審のルールを作ろう



開始決定と棄却がせめぎ合う、再審

再審は今、歴史的な転換点を迎えています。2000年代以降、大崎、名張、布川、足利、福井、東住吉、東電 OL、袴田、松橋、湖東記念病院、日野町の11事件について再審開始決定が相次ぎ、うち、足利、布川、東電 OL、東住吉、松橋の5事件で、再審無罪が確定しています。しかし他方、最高裁が地裁、高裁の開始決定を取り消した大崎事件や、東京高裁が検察の即時抗告を認めた袴田事件など、再審をあくまで阻む理不尽な反動も顕在化しています。

再審のルール作りこそ急務

私たち「再審法改正をめざす市民の会」(2019年5月20日結成)は、「冤罪者を救済するための再審のルール作り」を目的とし、中心的活動課題として、「再審のための全ての証拠の開示」、「検察官の不服申立ての禁止」、「再審における手続きの整備」を掲げています。法改正実現のためには、市民、法曹、政治家、専門家などの幅広い連携と世論の喚起が必要です。多くの力を結集し、再審法改正運動を全国的に拡大していきましょう。

二度と冤罪被害者を生まないで

1990年、栃木県足利市でおきた幼女誘拐殺人事件。菅家利和さん(当時45歳)は、自白を強要された上、被害者の衣服から検出されたDNAの型が一致したとして、有罪(無期懲役)を宣告された。重大な欠陥のあった当時のDNA鑑定の証拠能力に最高裁もお墨付きを与え、冤罪に手を貸した。宇都宮地裁はDNA再鑑定を認めずに再審請求を棄却。即時抗告審で、ようやく再鑑定が実現し、無実が明らかになった。



菅家利和さん(足利事件冤罪犠牲者)

警察は、朝から深夜まで「お前がやったんだろ」と「自白」を迫りました。一度決めつければ、証拠をねつ造しても、虚構を組織ぐるみで守り続ける。唯一、信じていた裁判所も、訴えに耳を傾けず、証拠の矛盾に目を閉ざし、無理やり有罪にしました。21年かけて、真っ白な無罪判決を勝ち取りましたが、このまま終われません。違法捜査を追及する国賠訴訟を起こしました。私の事件を教訓に二度と冤罪犠牲者を生んでほしくありません。



青木恵子さん(東住吉国賠原告、冤罪犠牲者の会共同代表)

私たちがめざすもの

本当に無実の人が救われる再審のためには、次のようなルールが必要です。

1 再審のためのすべての証拠の開示

これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手になっています。すべての証拠を握っている検察官は、無罪方向の証拠を平気で隠したまま有罪を求め、自分に不都合な証拠は、けっして提出しようとしません。したがって検察に証拠の開示を義務づける明確な法律の規定が、どうしても必要です。

2 検察官の不服申立ての禁止

何年、ときには何十年もの困難なたたかいを経て、再審開始決定が出されても、検察官が不服申立て(即時抗告や特別抗告など)をすることができるため、再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消されたりしています。これもまた再審制度を有名無実化する元凶です。

3 再審における手続きの整備

再審請求審における審理方法のルールがないため、裁判官によっては、進行協議さえ行わず、形式的に意見書を提出させるだけで請求を棄却する手抜き裁判さえ大手を振って横行しています。事実調べや証拠の採否など、公正さを担保できる公開法廷での審理を行うべきです。



メッセージ

村木厚子さん(元厚生労働事務次官)「郵便不正事件」で無罪判決が確定



日本の刑事司法は、大きな問題を抱えています。密室での無理な取り調べや供述調書の偏重、証拠開示の不公正さ、人質司法と言われる身柄の拘束。これらについては、裁判員制度の導入や、私の逮捕がきっかけとなった一連の刑事司法制度改革の中で、通常審については一歩前進したと思います。

一方で再審請求審は、今後の課題と言われたまま放置され、冤罪を訴える人々が明確なルールもないまま、気の遠くなるような年月、公正な判決を待ち望んでいます。

身に覚えのない罪に問われることは、いわれない刑罰を受けるだけでなく、自分の人格と異なる「犯罪者」の烙印を押され、それを一生背負っていくということです。だからこそ疑いが生じた場合には、できる限り早く、裁判のやり直しを行わなければなりません。

刑事司法のあり方を変えるためには、私たち一人一人が関心を持つことが重要だと思います。私も、自分が巻き込まれるまでは、司法に関心を持っていませんでした。今ではそれを深く反省しています。

この会の活動により、再審のルールを作る法改正が一日も早く実現することを心からお祈り申し上げます。

メッセージ

周防正行さん(映画監督)再審法改正をめざす市民の会共同代表



現行の再審についての法律は、「再審できますよ」と言っているだけで、その後どういう手続きを踏むかは全く決められていません。

私は、法制審議会刑事司法制度特別部会で委員をやらせていただき、その時に「再審の証拠開示については、きちんとした法律を作るべきだ」と訴えました。しかし、結局先送りになってしまいました。ただ、証拠開示について何らかの手だてをしなければいけない義務があるとなっています。すぐ救わなければいけない人たちがたくさんいますから、その義務を素早く果たすために、「再審法改正をめざす市民の会」に参加して、引き続き訴えていくつもりです。

マスコミの皆さんには、再審というものがどういうものであるかを、多くの市民に理解していただける記事を書いていただきたいと思います。政治家の皆さんにも、こういう不正義がまかり通っていることをきちんと理解していただいて、再審の法改正を一日も早く実現していただきたいと思います。